



公共事業等行政対象暴力対策協議会総会を開催しました。

- ・ 7月9日（火）、滋賀国道事務所において、「平成25年度公共事業等行政対象暴力対策協議会 総会」を開催しました。
- ・ 「公共事業等行政対象暴力対策協議会」は、滋賀県内の公共事業発注機関である国、滋賀県等の関係機関15組織で構成し、各機関が相互に連携して統一的に対処して滋賀県内の公共事業等に対する暴力団等の不当な要求を排除し、事業の円滑な執行と職員の安全を図ることを目的として平成16年2月に設置されたものです。



- ・ 総会では、各機関における不当要求等の実態と対応についての意見交換がなされ、平成25年度の活動方針を決定しました。
- ・ 滋賀県警察本部刑事部より「滋賀県下の不当要求事案の現状と対策」と題しての講演をいただきました。

公共事業等行政対象暴力対策協議会構成機関

組 織	構 成 機 関
国土交通省近畿地方整備局	滋賀国道事務所
	琵琶湖河川事務所
	大戸川ダム工事事務所
西日本高速道路(株) 関西支社	新名神大津事務所
	滋賀高速道路事務所
独立行政法人 水資源機構	琵琶湖開発総合管理所
	丹生ダム建設所
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	滋賀事務所
滋賀県	土木交通部 監理課(技術管理室)
	琵琶湖環境部 下水道課
	農政水産部 耕地課(農地課)
	企業庁 施設整備課
滋賀県警察本部	刑事部 組織犯罪対策課
	捜査第二課
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター	